

## 第2章 平成29年度までの重点課題と数値目標

本計画では、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、国の基本指針に基づき、地域の実情を踏まえ、平成29年度を目標年度とした3つの目標値を設定します。

また、設定した目標値の実現に向けて、既に在宅サービスや福祉施設を利用している人に加え、特別支援学校の卒業生、退院可能な精神に障がいのある人など、今後サービス利用が見込まれる人を対象に、自立訓練や就労移行支援をはじめとする日中活動系サービスの利用や居住系サービスの確保、訪問系サービスの充実等を図ります。

### 【国の基本指針に基づく目標】

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 地域生活支援拠点等の整備
- (3) 福祉施設から一般就労への移行等

# 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、施設入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する数を見込み、その上で、平成 29 年度末の段階において地域生活に移行する障がい者の数値目標を設定します。

## (1) 施設入所から地域生活への移行

国においては、平成 29 年度末の地域生活移行者数の目標値を、平成 25 年度末の施設入所者数の 12%以上が地域生活へ移行することを基本とし、平成 26 年度末における第 3 期計画の目標未達成割合を加算して設定することとしています。

しかしながら、本市においては、アンケート等において、在宅での介護が困難な方が多くおられ、容易には地域移行が進められないなどの地域の実情と、第 3 期計画の進捗状況を踏まえ、国の目標値の 70%を目標値として設定します。

項目	数値	備考
平成 25 年度末の施設入所者数	127 人	(ア)
国が示す地域生活への移行者数	16 人	(イ) = (ア) × 12%以上
平成 26 年度末の第 3 期計画目標未達成者数見込み	13 人	(ウ)
【国の目標値】平成 29 年度末の地域生活移行者数	29 人	(エ) = (イ) + (ウ)
【本市の目標値】平成 29 年度末の地域生活移行者数	21 人	(オ) = (エ) × 70%

## (2) 施設入所者の削減

国においては、平成 29 年度末の施設入所者数の目標値を、平成 25 年度末の施設入所者から 4%以上削減することを基本とし、平成 26 年度末における第 3 期計画の目標未達成割合を加算して設定することとしています。

しかしながら、本市においては、県の調査において、平成 26 年 3 月末現在、55 人の施設入所待機者があり、アンケートにおいても、施設入所を望む声があることなど、地域の実情を踏まえ、平成 25 年度末の施設入所者数の維持を目標値として設定します。

項目	数値	備考
平成 25 年度末の施設入所者数	127 人	(A)
国が示す施設入所者の削減数	6 人	(B) = (A) × 4%以上
平成 26 年度末の第 3 期計画目標未達成者数見込み	7 人	(C)
【国の目標値】平成 29 年度末の施設入所者数	114 人	(D) = (A) - (B) - (C)
【本市の目標値】平成 29 年度末の施設入所者数	127 人	(D) = (A)

## 2 地域生活支援拠点等の整備

### (1) 地域生活支援拠点等について

平成25年10月に取りまとめられた「障害者の地域生活の推進に関する議論の整理」において、地域における居住支援に求められる機能として、

- ① 相談（地域移行、親元からの自立等）
- ② 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ③ 緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- ④ 専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ⑤ 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

が挙げられ、これらの機能強化を地域レベルでの取組、制度面での取組の両面から推進することとされました。これらの機能を地域において整備していく方法として、次の2つが想定されます。

- ・地域生活支援拠点：各地域内で上記の機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点
- ・面的な体制：地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制

### (2) 地域生活支援拠点等の整備に係る目標

本市においては、平成29年度までに、地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）を、市内又は西濃圏域に少なくとも一つ整備することを目標とします。

### 3 福祉施設から一般就労への移行等

#### (1) 福祉施設から一般就労への移行

国においては、平成 29 年度の年間一般就労移行者数の目標値を、平成 24 年度の年間一般就労<sup>(※2)</sup> 移行者数の 2 倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとしています。

しかしながら、本市では、福祉施設から一般就労への移行等を積極的に進めるため、平成 25 年度の年間一般就労移行者数の 2 倍を目標値として設定します。

※2 企業等に就職すること（就労継続支援 A 型の利用を除く）及び在宅就労すること

項目	数値	備考
平成 24 年度の年間一般就労移行者数 (ア)	1 人	
【国の目標値】 平成 29 年度の年間一般就労移行者数	2 人	(ア) × 2 倍以上
平成 25 年度の年間一般就労移行者数 (イ)	11 人	
【本市の目標値】 平成 29 年度の年間一般就労移行者数	22 人	(イ) × 2 倍

#### (2) 就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率

平成 29 年度末の就労移行支援事業利用者数の目標値を、平成 25 年度末の就労移行支援事業利用者数の 1.6 倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

項目	数値	備考
平成 25 年度末の就労移行支援事業利用者数 (A)	38 人	
【国・本市の目標値】 平成 29 年度末の就労移行支援事業利用者数	62 人	(A) × 1.6 倍以上

平成 29 年度末の市内就労移行支援事業所数見込みのうち、就労移行率<sup>(※3)</sup> が 30% 以上の就労移行支援事業所数が 50% 以上であることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

※3 一般就労へ移行した者の割合

項目	数値	備考
平成 29 年度末の市内就労移行支援事業所数見込み (B)	10 か所	
【国・本市の目標値】 就労移行率が 30% 以上の就労移行支援事業所数	5 か所	(B) × 50% 以上